

70歳を超えたら
考えて下さい!!

老後を安心して過ごすための

民事信託

相続
対策

民事
信託

事業
承継

認知症
対策

認知症になったとき困らないために！

認知症になってしまうと様々なことが出来なくなってしまいます。



定期預金の解約は
できません

ご親族であっても銀行から
お金を引き出せなくなります。

賃貸借契約は
できません

不動産業者



不動産の売却は
できません

介護費用に充てるため、
ご自宅を貸すことや売却
することができなくなります。



司法書士

お元気なうちに対策をして
安心した老後を迎えましょう

ウラ面も
ご覧ください



まずはお気軽にご相談ください

ふじた司法書士行政書士事務所

☎078-940-8855

<https://fujita-legal.com/>



事例

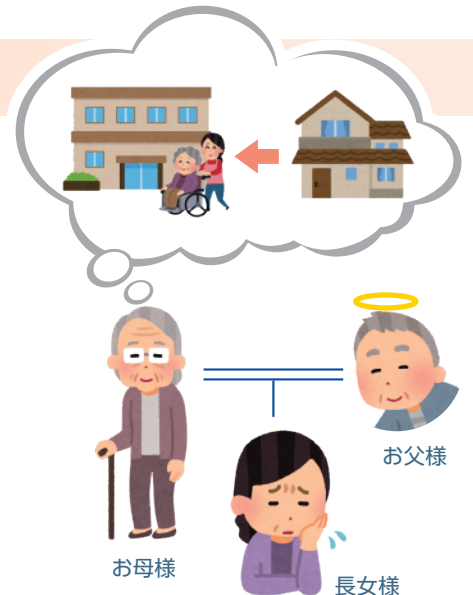
ある長女様からのご相談

高齢の母が自宅で1人暮らし(父は数年前に他界)
最近物忘れがひどくなっているように感じる
お母様は、将来的には自宅を売却して施設入所を考えている

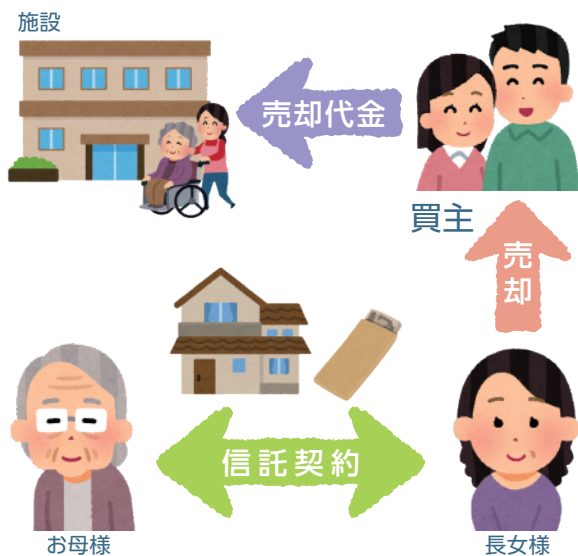
何も対策しなければ…

お母様の認知症が進行すると、**ご自宅が空き家になっても売れなくなります!!**

後見人制度を利用すれば、ご自宅を売ることはできますが…
その後、お母様の財産は、後見人がすべて管理され、さらに後見人に報酬が発生してしまいます。



信託を活用した例



- 信託を利用し、お母様から長女様にご自宅を預けることができます。
- これにより、**長女様**がお母様の施設入所するころに**ご自宅を売ることができます!**
- さらに、売ったお金を施設入所資金に充てることができます。
- 信託は預けるだけなので、この場合、贈与税等の税金はかかりません。
- また、民事信託の中に現金を一緒に預けることにより、法定後見制度を利用することなく長女様が財産管理することが可能となります。

所長から
ひとこと

認知症対策は様々な方法があります。
今回ご紹介させて頂きました民事信託のほか、任意後見契約等の方法によることもできます。
また、対策を考えるうえで税務の問題も出てきます。そのため当事務所では、相続・贈与税に強い税理士とも連携し、お客様にとってより良い対策を考えてまいります。
気になる事がありましたら、お気軽にお電話ください。

ふじた司法書士行政書士事務所

司法書士・行政書士 藤田 宣博

〒673-0844 兵庫県明石市東野町1869番地の1
TEL 078-940-8855 FAX 078-940-9955

司法書士登録番号 兵庫 第2050号
行政書士登録番号 第21301328号

WEBサイト
<https://fujita-legal.com/>



☎ 078-940-8855